

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）に対する意見募集結果について

平成28年3月17日

国立研究 開発法人科学技術 振興機構

平成28年1月8日から平成28年1月31日までの期間、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」に対する意見募集を行い1件のご意見をいただきました。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げます。

【意見募集 結果】

1.意見募集 実施方法

(1) 意見募集 期間

平成28年1月8日（金）～平成28年1月31日（日）

(2) 実施方法

国立研究 開発法人科学技術 振興機構のWeb サイトにて掲載

(3) 意見提出 方法

Web サイト（<http://www.jst.go.jp/osirase/20160108/index.html>）内アンケートフォームでの

回答、FAX、郵送

2.意見総数

1件

3.御意見および回答

御意見	回答
①障 害種別に高次脳機能障 害が抜けている。	たいおうようりよう あん しょうがい しんたいしょうがい ち てきしょう 対応要領（案）では「障 害」を「身体障 害、知的障 害、精神障 害（発達障 害を含む）その他の心身の機能 の障 害をいう」としており、個別の障 害に限定せず、 こうじ のうき のうしょうがい ふく はばひろ しょうがい とら 高次脳機能障 害も含め、幅広く「障 害」を捉えたいと かんが 考 えております。 そのため身体障 害、知的障 害、精神障 害（発達障 害を含む）と併記する形 では記載しないことといたし ます。
②感覚過敏における書類のモノクロ化が抜けている。	べつし りゆうい じ こう ごうり てきはりよ あ ぶつり てき 別紙の留 意事項の「合理的配慮に当たりうる物理的 かんきよう はいりよ ぐ たいれい ぐ たいれい かんかくか びん かん 環境 への配慮の具体例」に具体例として感覚過敏に関 する配慮の記載がないというご指摘と考 えます。 かんかくか びん ていど し かく しよつかく ちようかくとう ぶ ぶん 感覚過敏は程度や、視覚、触 覚、聴 覚などの部分が か びん しようじよう こと 過敏かによって症 状 が異なります。 ご意見いただいた「感覚過敏における書類のモノク か ぐ たいてき いろ かん かんかくか びん しょうがいしや ロ化」とは具体的には「色に関する感覚過敏の障 害者に たい かいぎ しよういとう 対し、会議書類等をモノクロにする。」ということか

	かんが えますが、かんかくか びん いろ げんてい いんしょう となつてしまい、こ べつせい たか 個別性が高くなってしまうので、ここでは具 たいれい 体例としてのき さい おこな 記載はあえて行 わないことといたします。 ほんたいおうようりょう あん ちゅう りゅうい じ こう 本対応要領（案）中 の留 意事項におけるぐ たいれい 具体例は あくまでだいひょうれい れいじ 例として例示しているにすぎず、とうき こう 当機構 としてはき さい ないよう しば 記載されている内容だけに縛られるのではなく こ こ じ れい かん じゅうなん たいおう かんが 個々の事例に関して柔 軟に対応したいと考 えてい るところです。
③ ぼ こくご べつ がいこくそだ 母国語が別である外国育 ち、がいこく ひと つうやく 外国ルーツの人への通訳 をかい ごうり てきはいりよ ぬ 介した合理的配慮が抜け ている。	がいこくそだ しょうがい あ 外国育ちということは、「障 害」には当てはまらな い と かんが 考 えておりますので、ほんたいおうようりょう き さい 本対応要領 には記載いたし ません。

い じょう
以上